バーゼル条約の締約国等について

貿易経済協力局(14.2.13)

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け5貿局第398号・輸出注意事項5第41号)及び「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成5年12月14日付け5貿局第399号・輸入注意事項5第15号)において規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)の締約国又は経済協力開発機構の加盟国は、下記に掲げる国又は地域ですのでお知らせします。

なお、「バーゼル条約の締約国等について(お知らせ)」(平成11年8月12日付け)は 廃止します。

記

1 バーゼル条約の締約国等

(1)アフリカ

アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、コモロ、コートジボアール、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、セーシェル、南アフリカ共和国、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア

(2)アジア及び太平洋地域

アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、カンボジア、中華人民共和国、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、キリバス、クウェート、キルギス、レバノン、マレイシア、モルディブ、ミクロネシア、モンゴル、ナウル、ネパール、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン

(3) 西ヨーロッパ、その他

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナ

コ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェー デン、スイス、トルコ、英国

(4)中央・東ヨーロッパ

アルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、 クロアチア、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、 ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロヴェニア、セルビ ア・モンテネグロ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ウクライナ

(5) ラテンアメリカ及びカリブ

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

2 経済協力開発機構の加盟国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ポーランド、大韓民国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ合衆国

3 問い合わせ先

上記に掲げる国又は地域については、今後新たに加わる国又は地域があることが予想されます。上記に掲げる以外の国又は地域についてご不明な点は経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室(電話03-3501-4665)にお問い合わせください。

な お 、 締 約 国 等 は バ ー ゼ ル 条 約 の ホ ー ム ペ ー ジ (http://www.basel.int/ratif/ratif.html)上においても掲載されております、